

秋田県町村電算システム共同事業組合事務局設置条例

平成25年4月1日

条例第4号

(事務局の設置)

第1条 秋田県町村電算システム共同事業組合に、事務局を設置する。

第2条 事務局に次の課を置く。

(1) 総務課

(2) 業務課

(委任)

第3条 前条に掲げる分掌事務その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。